

宇和島市地区防災計画策定支援業務仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、宇和島市（以下「本市」という。）が実施する宇和島市地区防災計画策定支援業務に適用するものであり、受託者が本業務を実施するにあたり、必要な事項を定めたものである。

2. 業務目的

本業務は、法令および地域の防災方針に基づき、地区住民及び関係機関との連携を促進し、災害時における人命、財産および地域環境の被害を最小限に抑えるべく、実効性の高い地区防災計画を策定することを目的とする。

災害対策基本法に基づき、地区居住者等が中心となり、「地区防災計画」を作成するにあたり、地域特性や地区居住者等のニーズの把握、ワークショップの運営、計画作成補助などの支援を行うこととする。

3. 業務名

宇和島市地区防災計画策定支援業務

4. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日 限り

5. 対象地区

対象地区については、地震による災害及び水害による災害のリスクが予想されるエリアに位置する地区を市が2地区選定する。

6. 業務量の数量及び内容

本業務の内容は、次のとおりとする。ただし、最低限の内容を示すものであって、企画提案等の内容、市及び受託者との協議等によって、業務の内容及び仕様等を変更することがある。

（1）計画準備

ア 本業務を円滑に実施するため、必要な情報、資料等を収集及び整理する。

イ 実施方針や作業工程を整理し、全体スケジュールを作成するとともに、必要な作業体制をとる。

（2）打合せ（随時（各地区2回以上は実施））

打合せを必要に応じて適宜実施する。なお、打合せの内容は、打合せ記録を作成し、提出する。

（3）地区防災計画の作成支援準備

地区の特性を反映し、地区ごとに予想される災害や避難行動などを定める地区防災計画の作成支援の準備を行う。

なお、作業の内容については、次のとおりとする。

ア ワークショップの開催（６回（各地区３回×２地区））

地区防災計画に記載すべき事項について協議を行う。

なお、初回は、内容の説明、２回目は、協議結果の報告とし、必要があれば随時開催することとする。

(ア) 基礎資料の整理、分析

地区の特性や想定される災害、行政区ごとの人口など、基礎的なデータを整理する。

(イ) ワークショップの企画

全てのワークショップの内容構成や進行時間配分、進行手順や手法、提出する資料などについて企画を行う。

(ウ) ワークショップの開催準備等

各階のワークショップに必要な資料、必要備品の準備を行う。

(エ) ワークショップの実施

ファシリテーター及び進行に必要な補助員を配置すること。

なお、幅広い世代の住民が参画し、効果的なワークショップとなるよう検討すること。

(オ) ワークショップの記録

ワークショップの開催記録及び質疑の要旨を作成し提出する。

イ 地区防災計画の作成支援

基礎資料やワークショップの協議結果等を勘案し、地区防災計画の作成支援を行う。

なお、個人を特定できる情報については、地区及び本人に承諾を得る必要があることから、地区との事前協議を行う。

(４) 庁内検討会議の運営支援

庁内検討会議における各種検討事項の整理を行う。

また、必要があれば会議に出席する。

7. 人員体制

受託者は、本業務の遂行にあたり、事業実施責任者を配置するものとする。

なお、事業実施責任者は、本業務完了までの間、やむを得ない場合を除き変更できないものとする。

事業実施責任者は、同種又は類似業務に従事した経験を有すること。

同種：地区防災計画

類似：事前復興計画又は復興計画

8. 参考図書

業務の実施に当たっては、次の図書、文献及び関係条文等を参考とする。

(１) 地区防災計画ガイドライン（内閣府防災担当）

(２) 地区防災計画制度入門 内閣府「地区防災計画ガイドライン」の解説とQ&A

(３) 地区防災計画学会「地区防災計画学会誌」

- (4) 内閣府「地区防災計画モデル事業報告 平成26～28年度の成果と課題」
- (5) 内閣府「地区防災計画の素案作成支援ガイド」
- (6) 宇和島市地域防災計画
- (7) 愛媛県地域防災計画
- (8) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- (9) 災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）
- (10) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）
- (11) 策定済み地区防災計画（契約後貸与）

9. 成果品

業務完了報告とあわせて次のとおり成果品を提出すること。

- (1) 宇和島市地区防災計画 A4冊子 各20部
- (2) 上記(1)の電子データ
- (3) 各種会議等の議事録・記録等（電子データ）
- (4) その他市が必要と判断した資料

10. その他

- (1) 本業務の実施にあたっては本仕様書、業務委託契約約款及び宇和島市契約規則に基づき行うものとする。
- (2) 受託者は、作業の方法や順序及び作業実施に必要な事項について事前に打合せを行い、作業を進めること。また、業務遂行中の打合せは、必要に応じて随時行うこと。
- (3) 計画等の成果品は、委託者に帰属し、委託者の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。
- (4) 受託者は、関係者のプライバシー保護に万全を期すとともに、本業務を通じて知り得た情報を他に漏らし、若しくは本業務の目的以外に使用してはならない。
- (5) 業務終了後において、受託者の責任に期する理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに委託者が必要と認める訂正、補正等その他必要な措置を行うものとし、かかる経費は受託者の負担とすること。
- (6) 本仕様書について定めのない事項に疑義が生じた場合、又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合、委託者と受託者の間で協議の上、定めるものとする。